

障害を持つ方へ

新しい福祉サービスが始まります

心身に障害を持つ方が受けられる福祉サービスについては、これまで身体、知的、精神といった障害の種類や年齢によってその内容が決められ、利用者の負担にも違いがありました。しかし、平成17年10月に制定された「障害者自立支援法」により、平成18年4月からは、手続きや利用者負担の仕組みが統一され、どの障害を持つ方も共通のサービスを受けられるようになります。

なお、サービスを受けるためには、障害者または障害児の保護者が市町村等に申請し、支給の決定を受けることが必要となります。

(昨年4月1日の時点で「支援費」の支給決定を受けている方は、これまでと同様のサービスを利用することができます。)

問い合わせ

役場(千畑庁舎)福祉保健課 高齢・障害福祉班
 ☎0187-84-4907(内線2166)

身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児

自立支援医療

これまで障害の種類や年齢により決められていた医療費の仕組みが一本化され、指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。
 ※負担が重くならないよう、所得等に応じて自己負担額の上限が決められています。

補装具費の支給

これまで所得税額に応じて給付されてきた補装具費の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を市町村等が負担します。
 ※負担が重くならないよう、所得等に応じて自己負担額の上限が決められています。

地域生活支援事業

市町村が障害を持つ方を総合的に支援する体制をつくり、次のような事業を行います。

- ・相談支援事業
- ・コミュニケーション支援(手話通訳等)
- ・日常生活用具の給付
- ・移動支援事業 など

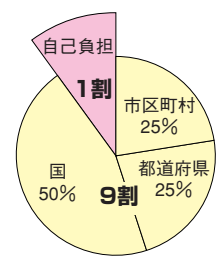


障害福祉サービスを利用したときにかかる費用

サービスの費用をみんなで支え合うため、サービスを利用したら原則として費用の1割を支払い、残りの9割は市町村などが負担するしくみです。
 ただし、所得に応じて上限が決めてられていて、負担が重くなりすぎないようにになっています。

利用者負担額の上限

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一般	住民税課税世帯の人	37,200円



サービスにかかる費用

障害福祉サービス ※新しいサービスへは平成18年10月からおおむね5年かけて移行します。

介護給付

障害の程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

- ◎**居宅介護(ホームヘルプ)**▶ 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
- ◎**重度訪問介護**▶ 重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
- ◎**行動援護**▶ 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
- 療養介護**▶ 医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
- 生活介護**▶ 常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
- ◎**児童デイサービス**▶ 障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けられます。
- ◎**短期入所(ショートステイ)**▶ 家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
- ◎**重度障害者等包括支援**▶ 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
- 共同生活介護(ケアホーム)**▶ 共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
- 施設入所支援**▶ 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- 自立訓練**▶ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
- 就労移行支援**▶ 就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
- 就労継続支援**▶ 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
- 共同生活援助(グループホーム)**▶ 地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

◎訪問系サービス ○日中活動 ●居住支援

精神通院医療・更生医療・育成医療を受けている人の

お医者さんにかかる費用

これまでの精神通院医療と更生医療、育成医療が一本化され「自立支援医療」となります。指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。

ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

所得による上限

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	住民税課税世帯で住民税額(所得割)が20万円以上	自立支援医療費支給の対象外

高額治療継続者の上限

所得の低い人以外でも、高額治療継続者(重度かつ継続：継続的に相当額の医療費負担が発生する人)の場合には、「所得による上限」とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	上限額(月額)
住民税課税で住民税額(所得割)が2万円未満	5,000円
住民税課税で住民税額(所得割)が2万円以上20万円未満	10,000円
住民税課税で住民税額(所得割)が20万円以上	20,000円